

監査手続の概要

1 監査の対象とする特定の事件(テーマ)

保健福祉部の高齢者政策及び身体障害者政策に関連する次の事業

(1) 県立特別養護老人ホームの管理運営について

明風園(県直営)、高風園・菱風園(群馬県社会福祉事業団に管理委託)

(2) 関連する次の出資団体の管理運営について

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団、財団法人群馬県長寿社会づくり財団

2 監査対象期間

原則として平成14年度とし、必要に応じて過年度に遡及した。

3 テーマ選定の理由

(1) 県立特別養護老人ホーム(明風園・高風園・菱風園)

介護保険制度では、高齢者が自宅で自立して生活することを支援していくことを基本としながらも、施設サービスの質的・量的整備を進めていくことが求められており、現在の「群馬県高齢者保健福祉計画」においても、「保健福祉サービスの基盤整備と質的向上」を図ることを重点課題としている。

県立特別養護老人ホームは、県内の特別養護老人ホームの先駆けとして、昭和40年代始めから50年代前半にかけて、施設の規模としては大規模な120人の定員で、前橋・高崎・桐生の地に順次設立されたものである。民間業者に対するモデルケースとして、また、地域から信頼される施設として、低所得者・処遇困難者等の受入れなどに特色をもつとともに、県が直接運営する明風園では、県内唯一の県民に開かれた介護研修部門をもち、法律で義務づけられたグループホーム管理者等の研修を担うなどの役割を果たしている。

一方、社会福祉全般における基礎構造改革や規制緩和の流れの中で、県立特別養護老人ホームについてもそのあり方が議論されており、現在、本県では「群馬県立特別養護老人ホーム連絡会議」を設置し検討を行っている。

県直営である明風園、社会福祉事業団に業務委託されている高風園及び菱風園が適切かつ効率的な管理運営がなされているかどうかは県民の関心のあるところである。そこで、対象3園における各事業の財務状態を検討するとともに、事務執行の合規性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断した。

(2) 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団(以下「事業団」という)は、県立の社会福祉関係施設を効率的に管理運営し、県と一体となって社会福祉事業の推進を図り、広く県民の福祉の向上と増進に寄与することを目的として設立された。

社会福祉施設の合理的、効果的な運営を考えると、施設の運営管理という現場的業務は、企画、指導、監督等を主とする一般行政とは性格がかなり異なるため、県が直接行うより県に代わって、しかも県と一体となる法人を設立し、これに運営を委託して行うことが、専門職の確保、対象者に対する処遇の向上、弾力的な事業運営が図られ、設置目的が、より合理的、効果的に達せられ、県民福祉の推進、向上に寄与し得る点が多いとの判断による。

県は、客観的に公益上必要であると認められる事業に対し補助金あるいは委託料等を支出しているが、対象団体においては適正かつ効率的な管理運営がなされているかどうか県民の関心のあるところである。事業団は、県立特別養護老人ホーム、身体障害者福祉施設等の管理運営を受託しており、その運営管理状況とともに事業団そのものの経営管理状況も検討することは意義があると判断した。

(3) 財団法人長寿社会づくり財団

県では「群馬県高齢者保健福祉計画」において「元気・活躍高齢者づくり」を重点課題としており、長寿社会づくり財団はその中核を担う機関として、できるだけ多くの高齢者が健康を維持するとともに、社会的な活動に積極的に参加できるよう、高齢者の社会参加・社会貢献の促進や、健康づくり、介護予防等の推進に向けた、先駆的・試行的施策を実施している。また、高齢者の雇用と能力活用を図るための中核機関として、シルバー人材センター事業の普及啓発や無料職業紹介やシニアワークプログラムなどを実施し、高齢者の雇用促進を図っている。

そこで、高齢者政策に関連する事業を担っている長寿社会づくり財団の財務状態を把握するとともに、事務執行の合规性、管理運営の経済性・効率性等について監査する意義があると判断した。

4 外部監査の要点

- (1) 県と各出資団体との補助金及び委託料に関する契約事務は適正に行われているか。
- (2) 入札及び随意契約事務は関係法令及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- (3) 物品、棚卸資産の管理は関係法令及び諸規程に準拠し適切に行われているか。
- (4) 会計事務は関係法令及び諸規程に準拠し適正に処理されているか。
- (5) 各施設及び出資団体の管理運営状況及び今後のあり方はどうか。

5 主な監査の手続

- (1) 県と各出資団体との契約事務については、契約書及び関係資料により検証した。
- (2) 入札等の契約事務については、随意契約及び入札による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。
- (3) 物品、棚卸資産等の管理状況については、現場視察、現品実査及び台帳等との照合、棚卸の実施状況の検討等を行った。

- (4) 会計事務執行手続については、担当者への質問及び関係法令、経理規程等及び関係書類との照合を実施した。
- (5) 資金収支の実態について分析検討した。
- (6) 特別養護老人ホームの管理運営については、民間との比較、人件費、施設のあり方等について検討した。
- (7) 出資団体の管理運営については、経営組織体制、人事制度、法人のあり方等について検討した。

関連する次の出資団体の管理運営について

< 1 > 社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団

第 1 監査対象の概要

1 社会福祉事業団の設立の趣旨

(1) 設立の目的

県立の社会福祉関係施設を効率的に管理運営し、県と一体となって社会福祉事業の推進を図り、広く県民の福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。

(2) 設立の趣旨

近年における社会情勢の変化に対応して、県民福祉の向上を図るためには、各般の福祉施設の整備拡充が必要であるとともに、施設の運営も社会の変化に対応するような合理的、効果的な運営管理を図ることが緊要である。

社会福祉施設の合理的、効果的な運営を考えると、施設の運営管理という現場的業務は、企画、指導、監督等を主とする一般行政とは性格がかなり異なるため、県が直接行うより県に代わって、しかも県と一体となる法人を設立し、これに運営を委託して行うことが、専門職の確保、対象者に対する処遇の向上、弾力的な事業運営が図られ、設置目的が、より合理的、効果的に達せられ、県民福祉の推進、向上に寄与し得る点が多いので、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団を設立し、県立高崎特別養護老人ホーム等の運営を委託しようとするものである。

2 社会福祉事業団に関連する群馬県の計画概要等について

(1) 特別養護老人ホームに関する県の計画の概要等について

すでに記載した通りである。

(2) 身体障害者に関する県障害者計画の概要について

ア 計画の位置づけ

群馬県では平成 5 年度に群馬県障害者施策行動計画「バリアフリーぐんま障害者プラン」〔平成 5 年度から 12 年度〕を策定し、障害のある人にとってのさまざまな障壁を取り除く“バリアフリー”を基本理念とし、障害者施策を総合的・計画的に推進してきた。

この間、国においては「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」の策定、介護保険制度の導入、“福祉のまちづくり”推進のためのさまざまな施策を展開している。「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン 2～」は、こうした国の動向や前計画の実績と評価を踏まえ、国の諸施策、県総合計画及び障害者諸施策等との整合性を確保しつつ策定した。

「障害者基本法」第7条の2第2項に規定される都道府県の障害者計画で、21世紀最初の5年間における群馬県の障害者施策に関する指針

「21世紀のプラン」群馬県総合計画の考え方や目標を受けた部門別計画

国の「障害者プラン」や県の「ぐんま新世紀社会ビジョン」、「群馬県高齢者保健福祉計画」等関連する計画と整合性を確保

イ 期間：平成13年度から平成17年度までの5年間

ウ 基本的な考え方

前計画が掲げた「ノーマライゼーション」を引き続き実現することをめざす。

- ・ノーマライゼーション：社会にあるさまざまなバリア（障壁）を取り除き、障害のある人が地域で主体的に自立して生活し、自らの生き方を自己実現できる社会をめざす。

エ 基本的目標

- ・障害のある人の主体的な選択が尊重される社会の実現をめざす。
- ・障害のある人やその家族等が、安心して生活できる社会基盤の整備をめざす。

< 施策の方向と主な重点施策 >

施策の方向	重点課題	課題への対応
1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして	保健・医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた保健事業の展開 ・医療及び医学的リハビリテーションの充実 ・精神保健・医療体制の整備充実 ・難病患者支援の充実 ・医療費の公費負担制度の充実
	福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安定のための施策の推進 ・在宅福祉サービスの充実（注1） ・施設福祉サービスの充実（注2） ・利用制度への円滑な移行
	支える人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療従事者の養成と確保 ・福祉マンパワーの養成と確保 ・ボランティアやNPOへの活動支援
2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして	療育・教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域療育・相談体制の整備 ・学校教育の充実
	就労機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の促進・就労の定着化推進 ・職業能力の開発推進 ・福祉的就労の場等の確保
	社会活動への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加の推進 ・スポーツ・レクリエーションや文化活動の推進（注3）

3 共に生きるための地域社会づくりをめざして	お互いの理解と認識を深める	・障害のある人への理解の促進 ・福祉教育の充実・地域活動への支援
	コミュニケーション環境の整備	・情報提供と情報交換手段の確保(注4) ・情報化への対応
	やさしいまちづくり推進	・福祉のまちづくり推進 ・交通・移動対策の推進
	安全への配慮	・防犯体制の整備 ・防災交通安全への配慮
	権利擁護の推進	・権利擁護の推進

* 表中の注は、社会福祉事業団に管理運営を委託している事業がある施策である。
(注1) 義肢製作所、(注2) 身体障害者リハビリテーションセンター、(注3) ふれあいホール・ツツラギ・ゆうあいビル記念温水プール、(注4) 聴覚障害者コミュニケーションラウンジ・点字図書館

オ 中長期的課題

障害のある人に対するリハビリテーションの総合的な推進体制の整備
障害のある子どもに対する療育の総合的な支援システムの構築
障害のある人の重度・重複化や高齢化等に対応した総合的な方策

(3) 指定管理者制度の概要について

指定管理者制度は、「地方自治法の一部を改正する法律」(公布:H15.6.13、施行H15.9.2)により、公の施設の管理について従来の管理委託制度に代わって導入されたものである。

ア 制度の趣旨

公の施設の管理については、従来、公社・事業団等に委託先が限定されていたが、住民ニーズが多様化する中で、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であると考えられるようになった。これは、規制緩和・地方分権という流れの中で、いわゆる官製市場の見直しの観点から総合規制改革会議が指摘するとともに、地方の裁量を拡大する観点から地方分権改革推進会議でも指摘されていた。

指定管理者制度は、これらを踏まえ、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して住民サービスの向上を図るために導入された。

イ 指定管理者に関する事項

社会福祉事業団に直接関連する事項として、主なものを箇条書き的に列挙すれば次の通りである。

従来の管理委託制度では、公の施設の適正な管理の確保のため、管理主体の公共性に着目し、管理主体が公共団体、公共的団体及び公社・事業団に限定されていたが、

指定管理者制度においては、その範囲について特段の制約を設けず、民間事業者も指定管理者になることができることとなった。

指定管理者制度は、条例を根拠として具体的な委託契約によって管理委託されていた従来の制度とは異なり、指定という行為によって公の施設の管理権限を指定管理者に委任するものであり、指定管理者は行政処分に該当する使用許可も行うことが出来る。ただし、使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等法令により地方自治体の長のみが行うことが出来る権限については、これらを指定管理者に行わせることはできない。

指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではないことから、地方自治法第234条の契約に関する規定の適用はなく、入札の対象にならない。また、指定に当たっては議会の議決を経ることとされており、議会で議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等とされている。

指定管理者の「指定の手續」、「管理の基準」及び「業務の範囲」その他必要な事項は条例で定めることとされている。

指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができ、当該利用料金は、公益上必要があると認められる場合を除くほか、条例の定めるところにより指定管理者が定めるものとされた。

指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であるとされている。

ウ 適正な管理の確保等に関する事項

指定管理者に対し、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関して事業報告書を作成して地方自治体に対して提出すること、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することの禁止、管理を通じて取得した個人情報保護等に関し厳しい要件が定められている。

また、地方自治体の長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務又は経理の報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとされている。

エ 施行期日等

法律の施行は平成15年9月2日である。

この法律の施行の際、現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要がある。

オ 指定管理者制度の対象施設の特定等

指定管理者制度は、個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合を除き、原則としてすべての公の施設に採用することができるものである。本県において指定管理者制度の対象となる公の施設は多数あるが、現在事業団が受託している9施設の全てがこの制度の対象になるものである。

3 社会福祉事業団の事業概要

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団は、関係法令等に基づく次の事業を行っている。

(1) 第1種社会福祉事業

老人福祉法第20条の5に基づく業務：高風園および菱風園の受託経営

身体障害者福祉法第29条、第30条、第31条に基づく業務：群馬県立身体障害者リハビリテーションセンターの受託経営（授産施設・療護施設・更生施設）

(2) 第2種社会福祉事業

身体障害者福祉法第32条及び第34条に基づく業務：県立義肢製作所、県立点字図書館及び県聴覚障害者コミュニケーションプラザの受託経営

老人福祉法第20条の2の2、第20条の3及び第20条の7の2に基づく業務：老人短期入所事業（高風園及び菱風園）、老人デイサービス事業（高風園）及び老人介護支援センター（高風園及び菱風園）の受託

身体障害者福祉法第18条第1項に基づく業務：身体障害者短期入所事業（リハビリテーションセンター）の受託

(3) その他の事業

群馬県の条例に基づく業務：群馬県社会福祉総合センター、県立ふれあいスポーツプラザ及び県立ゆうあいピック記念温水プールの受託経営

介護保険法第80条に基づく業務：老人居宅介護支援事業の受託

その他

- ・群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター授産事業の運営
- ・群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター附属診療所の運営

4 社会福祉事業団の沿革：主な事項

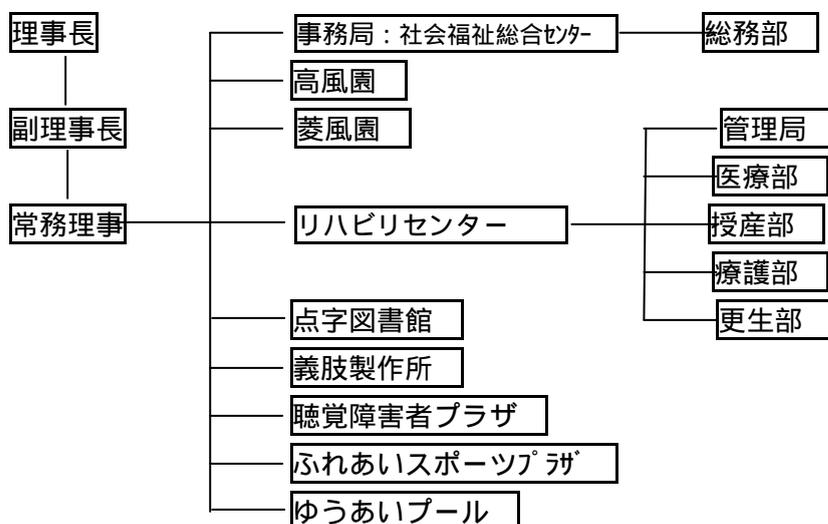
年月	事項
昭和47・6	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団の設立認可
47・7	群馬県民間社会福祉施設職員退職手当共済事業を開始
47・7	群馬県立高崎特別養護老人ホーム高風園の経営を受託
48・9	群馬県立福社会館・点字図書館の管理を受託

49・12	群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター重度身体障害者授産施設の管理を受託
50・10	リハセンター療護施設の管理を受託
51・12	リハセンターに附属診療所を併設
52・4	群馬県立桐生特別養護老人ホーム菱風園の経営を受託
53・4	リハセンター重度身体障害者更生援護施設の管理を受託
53・8	高風園、菱風園が短期保護事業を開始
62・4	群馬県立義肢製作所の管理を受託
平成 3・4	群馬県立ふれあいスポーツプラザの管理を受託
4・4	高風園において高崎市からデイサービス事業を受託
9・4	群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの管理を受託
9・12	群馬県社会福祉総合センターの管理を受託
10・2	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの管理を受託
10・2	群馬県立福社会館を閉館
10・4	群馬県民間社会福祉施設職員退職手当共済事業を群馬県社会福祉協議会に移管
12・4	高風園、菱風園において高崎市・桐生市から老人介護支援センター事業・居宅介護支援事業を受託
13・4	高風園、菱風園が利用料金制を導入

(注) 高風園は群馬県立高崎特別養護老人ホーム高風園、菱風園は群馬県立桐生特別養護老人ホーム菱風園、リハセンターは群馬県立身体障害者リハビリテーションセンターを示す。

5 社会福祉事業団の人事構成

(1) 組織図：(カッコ内は人数、平成 15 年 4 月 1 日現在)



(2) 人員構成

区 分		平成 14 年 3 月 31 日	退職	採用	平成 15 年 3 月 31 日	平成 15 年 4 月 1 日
職 員 数		3 6 7	5 4	6 4	3 7 7	3 7 3
内 訳	県 OB	6	1	1	6	6
	県派遣	2 4	9	7	2 2	2 0
	プロパー	2 0 4	1 3	5	1 9 6	1 9 5
	嘱託	1 1 3	2 9	3 7	1 2 1	1 2 1
	渋川市	3	1	1	3	3
	(兼務)	1 7	1	1 3	2 9	2 8

6 受託事業に関する社会福祉関係施設（特養を除く）の概要

(1) 本部事務局

ア 職員の状況：平成 15 年 4 月 1 日現在

所属名	県 OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	(兼務)	合計
職員数	2	1	4 (注)	7	1	(3)	8

(注) プロパー 4 人のうち 1 人は共同募金会へ派遣している。

イ 所在地： 前橋市新前橋町 13-12

(2) 群馬県社会福祉総合センター

ア 事業の概要

県民の総合福祉センターとしての役割を果たすよう、機能の維持保全に万全を期し、利用者の利便を図るよう配慮するとともに、入居社会福祉関係等団体との連携を密にし、円滑な管理運営に努める。

イ 開設年月日： 平成 10 年 2 月 10 日

ウ 所在地： 前橋市新前橋町 13-12

エ 建物の概要：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

地上 9 階・地下 2 階、 延べ面積 14,655.85 m²

オ 貸室等の状況

- ・貸室等（事務室）：民間社会福祉団体等 26 団体。貸室料は無料（例外 1）。
- ・会議室（12）・ホール（1）は有料。社会福祉関係者を優先する。

カ 利用状況：

<最近 5 年間の利用状況>

（単位：件）

平成 年度	10	11	12	13	14
年間回数	4,489	3,789	4,644	4,705	4,947
利用率（％）	33.8	28.0	34.3	34.7	36.5

キ 職員の状況：平成 15 年 3 月 31 日現在 9 人（館長 1、事務員等 5、嘱託 3）

所属名	県 OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	(兼務)	合計
職員数	2	1	3	6	3	(6)	3

（注）兼務内訳：県 OB 2、県派遣 1、プロパー 3

（3）高風園及び菱風園

ア 高風園及び菱風園の概要：

県立特別養護老人ホームの管理運営について：「第 1 監査対象」の概要を参照。

イ 職員の状況：平成 15 年 4 月 1 日現在

所属名	県 OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	(兼務)	合計
高風園		2	45	47	27		74
菱風園		2	41	43	19		62

（4）群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター

ア 事業内容：次の 4 事業がある。

（ア）身体障害者授産施設：定員 120 名。

重度の身体障害者のため、ある程度の作業能力を持ちながら、一般企業に雇用されることの困難な方が入所し、職業的社会的自立を目指して、職業訓練及び生活支援を行っている。授産科目にはクリーニング科、情報科（MAC 組版部門・マイクロ写真部門）及び技術科（縫製部門・組立作業部門・売店部門）がある。

（イ）身体障害者療護施設：定員 100 名。

重度の身体障害者で常時介護を必要とする方が入所し、日常生活の介助・看護を行うとともに、自助能力の回復に必要な治療及び訓練を行っている。

(ウ) 重度身体障害者更生施設：定員 70 名。

重度の肢体不自由のため、日常生活に支障のある方に対し、家庭復帰に必要な自立生活能力の回復に重点をおいた各種の訓練援助を行っている。

- ・機能回復訓練として理学療法・作業療法、
- ・生活援助・職業訓練、
- ・心理療法・言語訓練

(エ) 附属診療所：

診療所では、内科・整形外科・精神科及び歯科の診療を行っている。各施設と緊密な連携のもとに、入所者の健康管理、機能回復等の指導教育を行っている。

イ 開設年月日： 授産施設 昭和 50 年 1 月 1 日

療護施設 昭和 51 年 1 月 1 日

更生施設 昭和 53 年 4 月 1 日

ウ 施設の概要

(ア) 土地

区分	面積 (㎡)	備 考
土地	66,336.21	51 筆、評価額 1,488,053 千円
合計	66,336.21	

(イ) 施設(建物)の概要

名称	取得	面積 (㎡)	当初取得価格	構 造
居住棟	S50・3	1610.29	387,704	鉄筋
サービス棟	S50・3	851.19	202,427	鉄筋
作業棟	S50・3	2040.94	27,600	鉄骨造
職員宿舎	S50・3	119.88	37,180	コンクリートブロック
療護棟	S51・3	1635.43	366,786	鉄筋
管理棟	S51・3	892.66	208,900	鉄筋
授産棟	S52・3	1068.05	116,113	鉄骨造
居室棟	S52・3	950.00	210,006	鉄筋
家族棟(5 棟)	S52・3	522.75	57,000	コンクリートブロック
ポンプ棟	S52・3	24.75	35,844	コンクリートブロック
重度更生棟	S53・3	1728.94	270,128	鉄筋
総合訓練棟	S53・3	1197.09	116,172	鉄骨造
診療所棟	S58・3	300.39	68,850	鉄筋

物置	S57・10	66.25	2,685	木造
物置	H6・4	30.00	4,850	コンクリートブロック
新訓練棟	H11・3	204.12	21,130	鉄骨造
合計			2,133,375	

エ 所在地：伊勢崎市波志江町 3030-1

オ 職員の状況：平成 15 年 4 月 1 日現在

所属名	県 OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	(兼務)	合計
管理局		2	16	18	6		24
医療部		1	14	15	5		20
附属診療所					3	(14)	3
授産部		1	10	11	7	(1)	18
療護部		1	39	40	10	(1)	50
更生部		1	9	10	7		17
合計		6	88	94	38		132

(5) 群馬県立点字図書館

ア 事業の概要

視覚障害者の知識養成及び福祉の増進を図るために、下記の事業を実施している。

- ・点字図書・録音図書の収集、製作、貸出及び閲覧
- ・点訳奉仕員・音訳奉仕員・デジタル録音図書編集奉仕員の養成指導
- ・利用奨励、相談及びプライベートサービス

イ 開始年月日：昭和 48 年 9 月 1 日

ウ 所在地：前橋市新前橋町 13-12 (群馬県社会福祉総合センター 3F)

エ 利用者登録数：平成 15 年 3 月 31 日現在 680 人 (個人 553、団体 127)

オ 職員の状況：平成 15 年 4 月 1 日現在

所属名	県 OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	(兼務)	合計
職員数	1	2	2	5	3		8

(6) 群馬県立義肢製作所

ア 事業の概要

基本方針は、補装具を必要とする方に対し、補装具の製作修理を通じて社会人としての自立生活を援助することが使命であることを踏まえ、利用者の立場に立って低額で障害に適合した補装具を提供し、もって福祉の増進に寄与する。

事業内容は、各市福祉事務所、各町村長から補装具などの委託を受けて、低額で義肢装具の製作修理及び盲人安全杖、車いすなどの斡旋、修理を行う。また、併せて県下各

市町村等を定期的に巡回して在宅障害者等の補装具相談を行う。

イ 開始年月日： 昭和 62 年 4 月 1 日

ウ 所在地： 前橋市新前橋町 13-12 (群馬県社会福祉総合センター2F)

エ 事業実績：平成 14 年度相談 71 回、相談件数 215 件

(巡回相談 24 回 89 件、県立リハビリテーションセンター 12 回 76 件、在宅 35 回 50 件)

オ 職員の状況：平成 15 年 4 月 1 日現在

所属名	県 OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	(兼務)	合計
職員数		1	2	3	1	(1)	4

(7) 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

ア 事業の概要

聴覚障害者に情報の提供と手話及び要約筆記通訳者の派遣と養成を行い、また、日常生活の相談に応じることにより、聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、自立と社会参加を促進する。

イ 開始年月日： 平成 10 年 2 月 1 日

ウ 所在地： 前橋市新前橋町 13-12 (群馬県社会福祉総合センター 3F)

エ 録画物・情報機器貸出登録者数：平成 15 年 3 月 31 日現在 275 人 (個人 229、団体

46)

オ 職員の状況：平成 15 年 4 月 1 日現在

所属名	県 OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	(兼務)	合計
職員数	1		4	5	3		8

(8) 群馬県立ふれあいスポーツプラザ

ア 事業目的

障害者のノーマライゼーション理念や、障害者の権利宣言による、障害者各人の自立支援と社会参加の機運の高まりに応じたスポーツの振興を促進し、長寿社会に対応する高齢者の健康づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーションの場を提供し、福祉の増進に寄与する目的で設置されたものである。

イ 開設年月日

設置：平成 3 年 4 月 1 日、 開館：平成 3 年 7 月 21 日

ウ 施設規模・構造

- ・所在地： 佐波郡赤堀町下触 238-3
- ・土地： 敷地面積 46,412 m²
- ・建物： 延面積 4,241.31 m²、 鉄筋コンクリート 2 階建

屋内施設	室数	面積 m ²	屋外施設	数等	備考
プール室	1室	655.5	陸上競技場	1	トラック 400m
体育室	1室	744.3	フィールド	1	ソフトボール他
トレーニング室	1室	135.5	テニスコート	2	
ソフトテニス室	1室	43.3	アーチェリー場	最大 15 人立	10m,30m,50m
会議室	2室	95.6	走り幅跳び	1	
和室	2室	112.9	芝生広場		グラウンドゴルフ他
その他			駐車場	126台	

エ 利用状況

<最近5年間の利用状況>

(単位：千人)

平成 年度	10	11	12	13	14
年間利用者数	84.8	87.9	79.9	91.0	99.7

オ 職員の状況：平成15年4月1日現在

所属名	県OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	(兼務)	合計
職員数	1	5	7	13	18		31

(9) 群馬県立ゆうあいピック記念温水プール

ア 事業の概要

平成6年10月に開催された、ゆうあいピック群馬大会を記念して建設されたプールであり、障害者や高齢者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康・体力の増進を図り、社会活動への参加を促進するための場を提供し、福祉の増進に寄与する。

イ 開所年月日：平成9年7月24日

ウ 施設の概要

敷地面積：9,972 m²、建物延面積：1692 m²

施設：メインプール 25メートル×5コース、サブプール 26 m²

エ 所在地：群馬県渋川市行幸田 3011

オ 利用者の状況：平成14年度 29,200人（知的障害者 1,695、身体障害者 4,738、その他の障害者 3,113、介護者 3,292、高齢者 11,569、一般利用者 4,793）

<最近5年間の利用状況>

(単位：千人)

平成 年度	10	11	12	13	14
年間利用者数	29.2	32.3	27.0	26.5	29.2

カ 職員の状況：平成15年4月1日現在

所属名	県OB	県派遣	プロパー	小計	嘱託	渋川市	合計
職員数	1	1	2	4	8	3	15

7 財務の状況

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団の財務の概要は次の通りである。

これは、社会福祉事業団の各決算書を総計して作成したものである。

(1) 貸借対照表：

ア 一般会計（社会福祉事業）

		平成15年3月31日現在		(単位：千円)	
資 産	金額	構成比	負債 純資産	金額	構成比
流動資産			流動負債		
現金預金	413,725		未払金	252,955	
未収金	295,612		その他	124,044	
その他			流動負債計	376,999	
流動資産計	709,337		固定負債		
			長期借入金	140,000	
固定資産			退職給与引当金	113,963	
基本財産	10,000		固定負債計	253,963	
有形固定資産	116,748		負債合計	630,962	
特別積立預金	15,427		純資産		
その他	36,920		基本金	10,000	
固定資産計	179,095		積立金	71,178	
			次期繰越金	176,292	
			純資産計	257,470	
資産合計	888,432			888,432	

イ 特別会計（公益事業）

平成15年3月31日現在

(単位:千円)

資 産			負債・純資産		
	金額	構成比		金額	構成比
流動資産			流動負債		
現金預金	155,878		未払金	69,138	
未収金	35,929		その他	1,115	
その他	1,921		流動負債計	70,253	
流動資産計	193,728		固定負債		
固定資産			長期借入金		
基本財産			退職給与引当金	526	
有形固定資産	65,706		固定負債計	526	
投資有価証券	35,000		負債合計	70,779	
事業運営積立預金	35,728		純資産		
その他	526		基本金		
固定資産計	136,960		積立金	70,728	
			次期繰越金	189,181	
			純資産計	259,909	
資産合計	330,688			330,688	

(2) 資金活動収支計算書：

一般会計（福祉事業）及び特別会計（収益事業）

（平成14年4月1日から平成15年3月31日）（単位：千円）

会計区分	一般会計	特別会計
科目	金額	金額
經常活動収支の部		
収入		
介護保険収入	987,568	11,993
利用料収入	12,123	
受託事業収入	1,281,518	224,938
經常経費補助金収入	18,599	228,770
寄付金収入	190	
受託事業収入		143,821
医業収入		66,988
その他収入	25,253	10,869
受取利息収入	194	77
会計単位間繰入金収入	9,577	
経理区分間繰入金収入	67,750	7,610
經常収入計	2,402,772	695,066
支出		
人件費支出	1,699,968	247,080
事務費支出	198,975	204,123
事業費支出	325,471	8,689
材料・労務費等支出		212,384
会計単位間繰入金支出	2	9,577
経理区分間繰入金支出	75,359	
經常支出	2,299,775	681,853
經常活動収支差額	102,997	13,213
設備整備等収支		
収入		
設備整備等収入	0	0
支出		
固定資産取得支出	39,861	8,472
計	39,861	8,472
設備整備等収支差額	-39,861	-8,472
財務活動収支		
収入		
積立金等取崩収入	2,460	39,568
計	2,460	39,568
支出		
投資有価証券取得支出		35,000
計		35,000
財務活動収支差額	2,460	4,568
当期資金収支差額合計	65,596	9,309
前I期繰越活動収支差額	266,742	114,166
次期繰越活動収支差額	332,338	123,475

(3) 事業活動収支計算書：

一般会計（福祉事業）及び特別会計（収益事業）

（平成14年4月1日から平成15年3月31日）（単位：千円）

会計区分	一般会計	特別会計
科目	金額	金額
事業活動収支の部		
収入		
介護保険収入	987,568	11,993
利用料収入	12,123	
受託事業収入	1,281,518	224,939
経常経費補助金収入	18,599	228,770
寄付金収入	190	
事業収入		143,821
医業収入		66,988
その他収入	25,253	10,868
引当金戻入	1,796	
補助金特別積立金取崩額	104	
収入計	2,327,151	687,379
支出		
人件費支出	1,699,968	247,081
事務費支出	198,975	204,125
事業費支出	325,471	8,689
材料・労務費等支出		212,383
減価償却費	19,721	11,744
退職給与引当金繰入	32,469	
	2,276,604	684,022
事業活動収支差額	50,547	3,357
事業活動外収支		
収入		
雑収入等	193	77
会計単位間繰入収入	9,577	
経理区分間繰入収入	67,750	7,610
計	77,520	7,687
支出		
会計単位間繰入支出	2	
経理区分間繰入支出	75,358	9,577
計	75,360	9,577
事業活動外収支差額	2,160	-1,890
経常収支	52,707	1,467
特別収支の部		
特別収入		
特別支出	1,380	739
当期活動収支差額	51,327	728
前期繰越活動収支差額	114,945	183,885
その他積立金取崩額	10,020	4,568
次期繰越活動収支差額	176,292	189,181

(4) 事業別事業活動収支の概要

事業別の事業活動収支計算の一般会計(社会福祉事業)及び特別会計(公益事業)の概要は次の通りである。

区分	事業	事業活動収支			事業活動 外収支差額	繰入金 差額	経常収支 差額
		収入	支出	収支差額			
社会 福祉 事業	本部事務局	34,395	64,674	-30,279	190	30,438	349
	高風園:福祉事業	512,222	509,102	3,120	1	-1,844	1,277
	菱風園:福祉事業	493,780	491,592	2,188	1	-2,382	-193
	リハ:授産施設	376,249	348,891	27,358		174	27,532
	リハ:療護施設	527,766	501,164	26,602		-14,621	11,981
	リハ:更生施設	243,435	221,149	22,286		-9,246	13,040
	県立点字図書館	48,418	50,306	-1,888		-205	-2,093
	県立義肢製作所	45,892	44,888	1,004		-165	839
	聴覚障害者コミュニ ケーションプラザ	44,990	44,833	157		-182	-25
	社会福祉事業計	2,327,147	2,276,599	50,548	192	1,967	52,707
公益 事業							0
	社会福祉総合センター	171,850	170,929	921		-798	123
	高風園:居宅介護支援	5,378	8,235	-2,857		2,857	0
	菱風園:居宅介護支援	7,075	11,826	-4,751		4,752	1
	リハ:授産事業	152,799	153,943	-1,144	58		-1,086
	リハ:附属診療所	68,019	66,902	1,117	18		1,135
	ふれあいスポーツ	208,539	199,729	8,810		-8,446	364
	ゆうあいピック記念温 水プール	73,716	72,454	1,262		-332	930
	公益事業計	687,376	684,018	3,358	76	-1,967	1,467
合計	3,014,523	2,960,617	53,906	268	0	54,174	

(注) 表中のリハは、群馬県立身体障害者リハビリテーションセンターを示す。

第2 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

<指摘事項>

1 契約事務について

(1) 随意契約事務における見積合せについて

事業団経理規程細則に規定される見積合せを行わずに随意契約が行われた事項が認められた。

事業団経理規程細則第9条では、300千円を超える随意契約を行うに当たっては、原則として三者以上の見積合せを行うこととされている。見積合せを行わずに随意契約が行われている次の事例がある。

社会福祉総合センター

平成15年3月に修繕費として経理処理された全館の会議室内の引き戸修理工事について、物品修繕決議票では平成15年2月14日の295千円及び2月25日の298千円と二度に分けて、見積合せを行うことなく、随意契約で修繕依頼している。引き戸の不具合は全館で発生しており、この修繕しようとしたもので一つの工事に該当するものである。この二つの契約額を合計すると工事依頼金額は300千円を超え、見積合せが必要となる契約であったが、これがなされていない。

リハセンター、療護施設

保健衛生費のなかで紙おむつを購入している。平成14年度では年額1,800千円程度であり、見積合せが必要であるが行われておらず、過去3年間、全く同じ値段で購入されている。

リハセンター、授産事業特別会計

印刷業務の外部発注に関して、時間がないとの理由から見積合せを行わずに発注している。平成14年度では特定の印刷会社に合計7,956千円の外注費が支払われている。時間がないことは、特別な緊急時以外は見積合せを不要とする合理的理由には当たらないため、見積合せが必要であった。

2 備品等の現物管理について

群馬県社会福祉事業団の管理運営する施設における備品等の現物管理は改善を要する。

事業団が管理運営を受託している施設における備品には、県有財産である物品と事業団財産である物品とが混在している。各施設における備品管理状況を確認したところ、次のような事例が検出された。

高風園：

- ・管理台帳上、7台となっている担架について4台は実在が確認できたがそれ以外は不明となっている。
- ・管理台帳上、2台ある金庫が1台しかない。
- ・古くなったパソコン、ワープロで利用不可能なものがそれぞれ1台ずつ財産とされていた。

菱風園

- ・古くなったパソコンで利用不可能なものが3台財産とされていた。

群馬県社会福祉総合センター

- ・備品一覧上、2Fブラウジングロビーにあるはずのティーテーブル10台の実在が確認できなかった。

群馬県立ふれあいスポーツプラザ

- ・物品の管理データについて、当年度の台帳等はなく、平成11年度に県で作成されたもので平成13年1月に送付された「群馬県備品一覧」が保管されているのみであった。

事業団の備品管理における問題点は次の二つに要約される。

備品の廃棄手続が明確にされていないため、利用不可能になった備品についての帳簿上の廃棄処理がなされず、財産として残っている。

実地棚卸及び管理台帳等との照合が行われておらず、備品が所在不明となってもその事実が検出できない管理体制である。

事業団の管理運営する各施設は、備品の実地棚卸を行ったうえで、管理台帳を実態に合わせて調整し、その後も定期的な実地棚卸による現物確認を行うべきである。また、利用不可能となった備品についての報告手続を整備し、適切な承認のもとに、管理上の廃棄処理（財産から除外する処理）を適時に行える体制を築くべきである。

3 会計事務について

(1) 収入事務について

リハセンターに設置されている自動販売機設置に関する手数料収入が同センター自治会の収入となっている。

リハセンター各所に自動販売機が設置してあるが、自動販売機の設置に関し業者から收受する手数料が、リハビリテーションセンター自治会の収入に計上されている。リハビリ

テーションセンターは県立の施設であり、県立施設内に設置される自動販売機については、県から県有財産の一部使用許可を得た上で、電気料相当分を施設へ納めるべきである。

(2) 医業収益の期間帰属について

リハセンター附属診療所における医業収益の期間帰属等に誤りがある。

医業収益は、毎月実施した診療等の実績が集計され、翌月に保険機関への請求が行われる。保険機関からの支払は、請求のさらに翌月であり、診療等の実施から入金までには、通常2ヶ月を要する。リハビリテーションセンター附属診療所における医業収益は、期中では入金時に計上し、年度末のみ未収の医業収益が計上される。ただし、未収計上されるのは2月分のみであり、3月分の医業収益は翌年度計上されている。慣行的に未収計上範囲を2月分までとしているようであるが、年度内に行った診療等に関する収益は、当該年度で収益計上するべきであり、3月分も計上する必要がある。平成14年度決算においては、3月分及び2月返戻分の再請求額が収益として計上されておらず、平成15年度の収益となっている。経理規程を遵守し、未収の医業収益計上範囲には3月末までのすべての診療実績が含まれるべきである。

さらに、平成14年7月分及び平成15年2月分の歯科診療患者負担金、平成15年3月以前の特定疾患指導管理料患者負担金が請求漏れとなっている事例も認められている。両者とも金額は僅少であるが、本来、事業団の収入となるべきものであり、前者は事務処理上のミスのため、後者は法的取扱いの理解が不十分なおきている。事務処理を改善し、請求漏れを防止するよう改善が望まれる。なお、前述の両者とも既に訂正されている。

(3) 消費税について

事業団の消費税申告において訂正すべき事項が認められた。

事業団における消費税及び地方消費税の取扱いで、以下の訂正すべき事項が検出されている。

ア 消費税の期末の算定について

平成15年3月期決算における、消費税及び地方消費税の未払額が確定申告額に比して353千円計上不足になっている。

これは決算処理の間違いである。決算時点において消費税の納付額を正確に算出することは困難であると思われるが、誤差を最小化するよう工夫をし、正しい決算を行うべきである。

イ 法人内の取引の取扱いについて

事業団の同一法人内の取引である内部売上について、消費税法上の課税売上に該当しないにもかかわらず消費税計算を行い、納付する必要のない消費税が納付されている。

これは、リハビリテーションセンターの授産事業収入（包布等の洗濯、印刷等）は、一般的には消費税法上の課税売上に該当するため、所定の売上伝票に消費税額記入欄があり、すべての売上について消費税計算が行われていることによる。しかし、授産事業の売上には、同一法人内の内部取引であるリハビリテーションセンターの各部署や特別養護老人ホーム高風園・菱風園に対するものが含まれている。

同一法人内の取引については消費税を計算する必要はないにもかかわらず、消費税及び地方消費税申告において、内部取引の調整を行わず、結果として納付する必要のない消費税が納付されていた。外部監査人の指摘を受けて、平成 14 年度分は消費税過大納付についての更正の請求がなされ、消費税 2,100 千円及び地方消費税 525 千円が還付される見込であるが、平成 13 年度以前の過大納付分は更正請求の期限（確定申告後 1 年以内）を超過し、還付される機会を失っている。

（４）資産と費用の区分経理について

会計上、資本的支出（固定資産）とすべきものが修繕費とされている事例がある。

事業団経理規程では、取得日後 1 年を越えて使用する有形固定資産で 10 万円以上の資産は固定資産に含めると規定されている。ここで資本的支出とは、固定資産の原価を構成することとなるべき支出をいい、固定資産の購入・建設のために要した支出、さらに増築・改築に要した支出もこれに該当するが、資産の耐用年数が伸長するような機能維持ないし改良に要した支出についても該当する。資本的支出であり、固定資産として計上すべきものを修繕費として費用処理した事例は多いが、県と事業団との支出区分の明確化を図り、資本的支出に属するものについては県が直接執行すべきである。

社会福祉総合センター

ケミカルアンカー設置工事 861 千円については、窓ガラス清掃業者の高所窓ガラス清掃のための埋込金具として今回新たに設置したものであり、修繕費ではなく資本的支出に該当するものとして資産計上すべきものである。

リハセンター、授産施設

事業所内 LAN 工事（サーバー、交換機の設置含む）2,992 千円については修繕費ではなく資本的支出に該当するものとして資産計上すべきものである。

リハセンター、療護施設

療護棟中庭に入所者の自治会から要望があった家族面会室のログハウスを建設しているが、これは修繕費として処理されている。これに伴い、療護棟に自動ドアを設置しているが、これも修繕費として会計処理されている。金額はログハウス 3,528 千円、療護棟自動ドア 683 千円・管理棟自動ドア 451 千円である。これらは全て資本的支出に該当

する。

リハセンター、療護施設

療護部事務所のエアコン設置工事に 199 千円支出しているが、修繕費として会計処理されている。エアコンとその設置工事費は資産に計上すべきである。また、療護棟の各居住部屋のエアコン設置工事に 19,582 千円支出し、これを修繕費として会計処理している。この工事は物理的に付加した工事であり、資本的支出に該当する。

リハセンター、更生施設

面接室（プレハブ造り）の増設に 2,205 千円支出しているが、修繕費として会計処理されている。これには事後、天井の防音工事 155 千円及び庇工事 151 千円が追加で支出されているが、いずれも修繕費になっているが、すべて資本的支出に該当する。

（５）現金の取扱いについて

群馬県社会福祉事業団の会計において現金出納の会計記録がなされていない。

群馬県社会福祉事業団では、基本的に手許現金は持たず、出納は銀行預金で行われるという前提から、総勘定元帳に手許現金勘定が設けられていない。主義としては理解できるが、現実には、現金での入出金も生じており、銀行への預入れが間に合わずに事務所で現金が保管される例も全くないとはいえない。

また、ゆうあいピック記念プールに設置された公衆電話の現金については平成 14 年 8 月 21 日に一度開錠して回収されただけに終わっており、決算には公衆電話の現金が反映されていない。

現金の取扱いはリスクの高い項目であり、現金による出納が存在し、短期間とはいえ事務所で保管される事実がある以上、すべての現金出納は会計上、記録され管理される必要がある。総勘定元帳に手許現金勘定を設定し、あわせて現金出納帳の記帳等による手許現金の管理を強化すべきである。

第3 意見

1 入札事務について

競争入札の実施に当たっては、単に規程準拠性のみを求めるのではなく、競争原理を確保し、最小の経費で最大の効果を挙げるためにさらなる改善を行うべきである。

事業団経理規定第 57 条では、原則として 1,000 千円以上の契約の締結にあたっては競争入札を行う必要があるとしているが、当該規程を逸脱して、競争入札を行わずに契約が行われている事例がある。

(1) 群馬県立身体障害者リハビリテーションセンターの契約状況について

群馬県社会福祉事業団に委託されている群馬県立身体障害者リハビリテーションセンターの管理運営においても、同事業団経理規程による群馬県に準じた競争入札が実施されている。リハセンターで実施されている競争入札に関して改善を要すると考えられる事項は以下のとおりである。

なお、リハセンターには、授産施設・療護施設・更生施設・授産事業特別会計・附属診療所会計の 5 つの会計単位がある。

ア 指名入札から随意契約に替わったもの

平成 14 年度の指名競争入札は 12 件（授産施設 10、療護施設 2）であるが、3 年継続業務に関するものは 1 件のみである。授産施設では平成 12 年度においては 5 件あった指名入札のうち 4 件がその後随意契約に替わっている。

< 指名入札から随意契約に変更されたもの >

（単位：千円）

業務内容		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	3 年継続
所内清掃	参加業者数	6 者	同左 6	同左 4・新 1	同一業者が契約
	契約価格	入札 3990	入札 3990	随契 3990	
宿日直	参加業者数	4 者	同左	同左	同上
	契約価格	入札 4250	随契 4250	随契 4250	
ボイラー 運転	参加業者数	4 者	同左 4	同左 4・新 1	同上
	契約価格	入札 2550	随契 3899	随契 5617	
LP ガス	参加業者数	5 者	同左 5	同左 4	同上
	契約価格	入札 125 円	随契 135 円	随契 145 円	

(ア) 同一業者の継続契約について

この契約においては指名業者あるいは見積り業者の選定が固定的になっていることもあり、同一業者が継続して落札あるいは随意契約を結んでいる。同一業者による継続契

約自体が必ずしも問題であるとは言えないが、業者間の競争を通じて公正な価格形成を得るといふ競争入札・見積合せ本来の機能が有効に発揮されているとは言い難い状況である。

実務上の煩雑さを避けるためには、業者を固定化した方が容易であるのかも知れないが、業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平性確保の観点から望ましくない。業者選定時における検討対象業者の拡大、参加業者数の増加や業者の適切な入替の実施等を行い、合理的な理由のない業者の固定化は避けるべきであり、競争原理が十分に機能するよう対策を講じるべきである。

(イ) 契約方法を変更した効果について

契約金額は前年に比べ同額のものが2件、値上がりしているものが2件であり、競争入札から随意契約に変更した効果は認められない。

所内清掃や宿日直業務は、契約額は3年間同額ではあるが、指名入札から随意契約に変更した効果は認められず、随意契約にすべき合理的な理由も見当たらないので、指名入札契約に戻すべきである。

ボイラー運転業務については、平成12年度には事業団の職員2名が関与していたが、平成13年度には職員1名・嘱託1名となり、平成14年度には職員1名のみ関与となり、それ以外は外部委託となったため価格が上がっている。しかし、これも随意契約にすべき正当な理由とはいえない。また、LPガスについては、年間使用料が100万円以内となる見込みから随意契約にした経緯はあるが、随意契約にしたために価格が上昇していることから、例外的な随意契約はやめて原則通り競争入札にすべきであろう。

(ウ) 競争入札の不適用理由の明示について

事業団経理規程第57条では、本来競争入札を実施すべき業務契約において合理的な理由により競争入札に付することが適当でない認められる場合には随意契約によることができることされており、合理的理由が限定列挙されている。

上記の4件については平成13～14年度に当該規定が適用され、競争入札を適用せずに随意契約を行っているが、競争入札不適用の合理的な理由と認められるものは明示されていない。随意契約を継続するのであれば、随意契約はあくまでも例外的な手続であり、競争入札の実施が原則なのであるから、安易な競争入札回避を防止する観点からも、競争入札不適用の合理的な理由を具体的に明示する必要があるが、これも難しく、競争入札にせざるを得ないと考えられる。

(2) 競争入札とすべきもの

事業団経理規程に規定される入札を行わずに契約が行われた事項が認められた。

リハセンター、授産施設会計

業務委託契約のうち合併浄化槽については 4,838 千円で業者が受託している。これは本来、競争入札にすべきものであるが、3 者見積合せで済まされている。原則どおり入札すべきである。

リハセンター、診療所会計

診療報酬請求ソフトについて、業者の見積書では PC 試運転訓練費用と合計で一括値引きをして 2,200 千円であった。ソフトウェアと試運転費用は一体として捉えるべきであり、競争入札をすべきであった。

社会福祉総合センター

年度末の 3 月 31 日付けで検収したタイルカーペットは、請求書が 735 千円と 977 千円の 2 枚に渡っているが、合計すると 1,612 千円の購入であり、競争入札を行うべきであった。

ゆうあいピック記念温水プール

ゆうあいピック記念温水プールにおける業務委託契約は 11 件であるが、業務委託内容そのものが毎年ほとんど同一で同一業者が継続受託しており、随意契約の限度額 1,000 千円を超える 3 件についても競争入札が採用されていない。随意契約とする合理的理由の明示がない限りは競争入札を行うべきである。

2 随意契約について

随意契約の締結に当たっては、単に規程準拠性を求めるのではなく、随意契約による契約事務が行政の効率性を損ねることのないよう、十分に配慮すべきである。

随意契約とは競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式であり、地方自治法施行令においても随意契約によることのできる場合は限定列挙されており、群馬県財務規則においても上限額が定められ、予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することであり、随意契約の締結に当たっては、行政の効率性を損ねることのないよう、十分に配慮することが必要である。

事業団の管理運営施設での随意契約の締結において、競争原理を確保し、最小の経費で最大の効果を挙げる観点から、改善を要すると考えられる事例は以下のとおりである。(特別養護老人ホームでの事例を除く)

(1) リハビリテーションセンターにおける随意契約状況について

リハセンターで実施されている随意契約の締結において、経済性を確保し、最小の経費

で最大の効果を挙げる観点から、改善を要すると考えられる事項は以下のとおりである。

ア 同一業者の契約について

平成 14 年度の随意契約 42 件のうち、平成 12 年度から平成 14 年度までの継続業務は 12 件あり、そのうち同一業者と継続的に契約しているものが 11 件ある。同一業者との継続的な契約そのものが必ずしも問題となるとは限らないが、見積合せの業者の選定には工夫は見られるものの、同一業者との継続的な随意契約、しかも 3 年間同一価格のものが 7 件と多いことを考慮すると、取引の競争確保及びそれに伴う価格の低減という経済性の原則の観点から見て、問題があると考えられる。同一業者との継続随意契約は、業者との契約価格に関する客観性、合理性に関して疑義が持たれる要因となり、しかも契約価格が同一で推移しているケースも多く、随意契約の管理についてはさらなる改善が必要である。

<平成 14 年度 リハセンター随意契約状況> (単位：件数)

事業	14 年度 総件数	12～14 年 継続業務	見積り業者 変更なし	3 年間同一 業者と契約	3 年間 同一価格
授産施設	22	12	3	11	7
授産事業	15	3	1	3	0
その他	5	0	0	0	0
合計	42	15	4	14	7

(注) 医薬品及び診療材料は随意契約であるが、該当する主な薬品業者から見積を取っており、件数も多いので除く。

イ 1 者随意契約について

群馬県財務規則によると随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく 3 人以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、1 者随意契約はあくまでも例外処理である。

リハセンターにおいては平成 14 年度の随意契約 42 件のうち、1 者随意契約が 12 件ある。例外処理として合理的な理由がある場合の理由の明示も行われているが、1 者随意契約の割合が高いのではないかとと思われる。1 者随意契約の理由について検討すれば 3 者以上の見積合せを実施することが困難または不可能であるものは少なく、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点からすべて 3 者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

事業	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
授産施設	12	1	2
療護施設	2	1	1
授産事業	5	10	7
合計	19	12	10

(注) 更生施設及び附属診療所は該当なし。

ウ リハセンター 療護施設会計

療護施設の給食費については全体で平成 13 年度 90,773 千円かかっているが平成 14 年度では 80,493 千円と 10,280 千円コスト削減されている。この大きな原因は平成 13 年度では野菜、魚類をすべて 1 業者に依頼しており、給食費全体に占める割合が実に 55.6%であったものを、野菜では他の 1 業者、魚類では他の 2 業者から毎月見積書を提出させ、安いほうから購入する方法に変えたことによる。これにより実に 1 年間で約 8,000 千円程度のコスト削減を実現している。これは、競争原理を活用することにより、コスト削減が可能となることを立証している。

(2) ゆうあいピック記念温水プール

ゆうあいピック記念温水プールにおいて、締結されている業務委託契約 11 件については、委託業者が平成 10 年の開設以来、同一業者であり、契約金額についても小口の 2 件を除き、平成 13 年度及び 14 年度で全く同額となっている。経理規程細則 9 条に規定される、3 人以上の者からの見積書の徴収は実施されているものの、予定価格が前年と同一のうえ、委託業務の仕様書自体が委託先業者によって作成されているものもあり、競争原理が機能している状況ではないと言わざるを得ない。なお、平成 15 年度において 2 つの委託契約において内容の見直しを行い、契約金額の削減が実施されている。

3 契約事務：その他

(1) 修繕の年度末集中について

施設の修繕が年度末に集中して行われているが、計画的に実施すべきである。

事業団が管理運営する施設のうち、平成 14 年度において修繕が比較的多かった 2 施設の修繕費支出状況を示すと、次のとおりである。

(単位千円)

施設名	実績額	3 月実施	予算額	補正又は流用
群馬県社会福祉総合センター	11,119	10,132	11,128	9,820
リハセンター(授産)	36,856	32,428		

(注) 補正又は流用：補正予算又は予算流用を示す。

修繕の実施が3月に極端に集中しているが、これは全体的な予算執行状況を見ながら、余った分について補正予算、予算流用して修繕をするためであると考えられる。3月の修繕集中は、年度末の業務量をいたずらにふやすだけでなく、計画・発注に費やす時間が少なくなり、コスト削減の機会をも喪失するなどの問題が発生する恐れがある。緊急性のあるものを除き、修繕の大部分は、中期的な計画のもとに実施できる場合がほとんどであり、優先順位等を考慮したうえで、計画的な修繕を実施すべきである。

(2) 請求書の日付について

支払先から受取る請求書の日付に疑問がある事項が認められた。

予算執行の帰属年度を判断するために、重要な証憑となるべき支払先からの請求書の日付について疑問が残る事例がある。恣意的な操作を防止するためにも、日付のない請求書は受領せずに、業者に記入するように指導すべきである。

社会福祉総合センター、リハセンター（授産施設会計）

年度末分の請求書の多くのものについて、同じものと見られる日付印が押印されており、業者が押印しているとは考えられない。請求書の受領者が請求書の項目を記載することは問題である。

社会福祉総合センター

タイルカーペットについて年度末の3月31日付で2枚の請求書が来ており、両方とも3月31日の検収になっている。1枚はタイルカーペットを1000枚(@700円)で735千円、もう1枚は1330枚(@700円)で977千円である。本件については物品購入決議書をみると、タイルカーペット1000枚の購入分については納品及び検収日が3月5日で、請求書上の検収日は3月31日になっており、1330枚分については納品及び検収日の記入がなく、検収日は請求書から3月31日になっている。1330枚の納品日には疑義が残る。また、平成15年6月19日監査当日倉庫内を視察したが、同日現在約600枚程度のタイルカーペットの在庫が未使用で残っている状態であり、予算の消化が目的であったと思われる。

社会福祉総合センター

年度末に実施したケミカルアンカー設置工事の請求書上、工事日の記載がない。同じ工事業者の年度末以外の工事については工事日の記載があることと比較すると不自然である。当該工事の請求書上の工事日は3月26日から3月30日となっているが、社会福祉総合センターが検収した日付は3月25日になっており、矛盾が生じている。

4 棚卸資産の管理について

群馬県社会福祉事業団が管理運営する施設における棚卸資産の管理は改善を要する。

事業団が管理運営する施設における、商品、薬品、原材料及び貯蔵品等の管理については管理が不十分である事例が検出されており、改善を要するものである。

リハセンター 授産事業特別会計

事業団経理規程第 39 条によれば、品目ごとに受払帳を備え、異動および残高を把握しなければならないとされている授産特別会計の原材料について、受払管理が実施されていない。原材料については多岐に渡り、受払管理をする必要性に乏しいものもあるのが実情であるため、経理規程を見直し、受払管理が必要なものを明確にしたうえで、必要なものについて受払管理を実施することが必要である。

リハセンター 附属診療所会計

事業団経理規程第 39 条では診療所の薬品について受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならないこととされているが、薬品の受払管理は実施されていない。特に劇物を金庫で保管している（現在、麻薬は保管していない）ので、これらについては受払を実施する必要がある。また劇物等及び保管する金庫とその鍵の管理方法については、規定がなされておらず、これも合わせて規定化すべきである。

義肢製作所

義肢製作所では、材料・部品を 700 種類ほど取り扱っているが、その受払管理は実施されていない。製作品に対する材料・部品の適正消費量の観点からの管理データ等もない。期末棚卸も実施されず、貯蔵品・原材料の計上もされていない。材料・部品は多種類に及ぶため、受払管理自体を想定していなかったとのことであり、事業団経理規程第 39 条においても受払管理の対象となされていないが、この規定自体の妥当性に疑問がある。

経理規程の見直しを図り、受払管理を原則化すべきである。種類の多い場合には、単価、購入数量等の重要性により対象種類を絞ってでも、実施すべきである。

5 会計事務及びその他の事項について

(1) 会計事務について

群馬県社会福祉事業団の会計処理については改善すべき点が多い。

事業団の会計は社会福祉法人会計基準に従って行われており、その基礎は会計原則に従った複式簿記による帳簿である。監査を実施する過程において検出された、会計処理上の問題点は次のとおりであり、その多くは会計知識の不足や会計原則の理解不足に起因する

ものであり、改善を要する。

リハセンター 授産施設

所内外壁塗装工事について、授産施設の塗装が行われていないにも関わらず、授産施設会計の修繕費として処理されていた。当該支出については、塗装に関するそれぞれの施設会計において予算措置し、執行すべきである。

リハセンター 授産施設

施設職員の給食費自己負担分が、事業収入である利用料収入に計上されているが、当該給食費自己負担分は、実施する事業からの収入ではないため、雑収入に計上すべきである。

リハセンター 授産事業特別会計

売店部門における商品が売価で評価され、資産として計上されている。商品は販売されるまでは原価としての財産価値しかなく、会計原則においても、棚卸資産は原価で評価されるのが当然であり、事業団経理規程でも最終仕入原価法により評価することとされている。売店の棚卸資産は原価で評価されるべきである。

リハセンター 授産事業特別会計

売店の商品に係る期末棚卸高が収入の部に設定されており、一方、期首棚卸高は科目そのものが設定されておらず、当該金額は材料費の控除として会計処理されている。期首商品棚卸高、当期商品仕入高、期末商品棚卸高は売店の売上原価を構成する要素であり、会計原則に従った科目体系の見直しが必要である。

リハセンター 附属診療所会計

診療所で使用する診療報酬ソフトウェアが、授産施設会計、療護施設会計、更生施設会計の資産として計上されている。当該ソフトウェアを利用するのは診療所のみであり、診療所会計で資産計上すべきである。

聴覚障害者コミュニケーションプラザ

年度末における未使用切手 339 千円について、資産として計上されていない。年度末において未使用の切手残高は事業活動収支計算書の通信運搬費から減額し、貯蔵品として計上する必要がある。

義肢製作所

平成 13 年度決算において計上されていた事業団本部事務局に対する未収金 351 千円が平成 14 年度決算においてもそのまま計上されている。事業団内部における債権債務は決算においては清算されるべきである。これは、本部事務局の送金忘れによるものであ

るが、このような状況で一年以上放置されることは、管理状況が不備であると言わざるを得ない。

ふれあいスポーツプラザ

ボランティアに対する謝礼に使用する図書券の未渡し分が資産として計上されていない。未渡しの図書券は、貯蔵品として資産計上すべきである。また、図書券の実査を行ったところ、保管簿上の120枚に対して、実際は116枚であり4枚不足であった。不足の4枚はその後記帳漏れとの報告を受けたが、以前の保管簿においても記録が欠落している時期があり、繰越数が一致しない等の不備が認められており、改善を要する。

(2) 固定資産取得に関する予算措置の区分について

群馬県社会福祉事業団に管理運営が委託されている福祉施設における固定資産の取得に関する予算措置の区分を明確にすべきである。

事業団が管理運営を受託しているリハセンター、特別養護老人ホーム、その他の福祉施設はすべて県立施設であり、建物を含む施設設備はすべて県有財産である。事業団は県立施設の管理運営を受託しているのであり、設備及び固定資産に関して事業団で予算化され、執行されるのは設備の経常的な保守修繕及び管理運営に必要な備品等に限定される。県と事業団の間の業務委託契約においても施設の改築、改造、増設及び修繕は県が行うものとされており、軽微なものについては県との合議のうえ、事業団が行うとされている。

しかしながら、施設設備に関する追加的な投資が事業団で予算化され執行されている例が数多く見られる。監査結果において指摘した資本的支出と修繕費の区分が不明確になっていることの根本原因は、県有財産に対する追加的な資本的支出を事業団の予算で執行していることにある。

県有財産に関する改築、改造、増設及び修繕は県が計画に従って行うのが当然であり、予算財源の都合で実施主体を決定すべきではない。それぞれの施設設備について、県と事業団の責任範囲を明確にし、予算化する必要がある。

特別養護老人ホーム及びリハビリテーションセンターは、それぞれ介護保険制度及び支援費制度で運営されるようになっており、施設関連費も制度における収入で賄われるべきである。これら県立施設は老朽化しているものもあり、近い将来において改築・大規模修繕等が実施されることも十分に想定したうえで、施設そのものの帰属についても再検討する必要がある。

6 退職給与について

社会福祉事業団職員の退職金についての会計処理、財源について明確にする必要がある。

事業団は退職手当及び退職年金の 2 制度を有している。

(1) 職員退職手当支給規程による退職手当制度概要

事業団の職員退職手当支給規程は、県職員とほぼ同様の規定となっており、原則として退職時の給与月額と勤続年数により支給額が決定される。また、県の制度と同様に、自己都合退職の減額、長期勤続割増及び整理退職割増等も規定されている。

職員退職手当支給規程による退職金の支給財源は次の 3 つである。

社会福祉施設職員退職手当共済制度よりの支給

国により運営される制度であり、退職手当給付の主要財源である。

群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済制度（県単共済）よりの支給

国の共済制度の算定基礎額には 360 千円の上限が設定され、また、計算基礎が 62 千円から 360 千円まで 20 段階区分として定額設定されているため、計算基礎を超える部分及び 360 千円を超える計算基礎となる職員に対する国の共済制度よりの支給が不足する分を補完する制度であり、算定基礎額の上限は 500 千円である。

県からの社会福祉事業団職員退職手当調整支給補助金

事業団職員の退職手当は、県職員と同様の基準で計算されるため、特に定年退職や勤続の長い職員に対する退職金は共済制度からの支給額では不足する 경우가多く、その不足分を県が補助金として支出している。

(2) 退職給与引当金

ア 平成 14 年度の引当計上額

事業団が平成 14 年度末に計上した退職給与引当金は合計で 114 百万円であり、その内訳は次のとおりである。

県単共済への掛金相当額を各施設会計で引当てたもの： 37 百万円

県単共済を運営する群馬県社会福祉協議会（県社協）からの指導に基づき、掛金を資産に計上し、同額の引当を行っている。

共済制度不適用者に対する要支給額を本部会計で引当てたもの： 77 百万円

共済制度が適用にならない施設に在籍していたものに対する要支給額を引当てたものである。引当の趣旨は理解できるが、対象者が限定的であり、かつ、平成 21 年度末における要支給額を引当てており、会計的には根拠の薄弱な引当となっている。

事業団の退職給与引当金の計上基準としては、期末要支給額基準を採用することが妥当であり、具体的には次の算式による計上が必要である。

< 全職員が期末で自己都合退職したと仮定した場合 >

算式：職員退職手当支給規程に基づき計算される支給額 - 共済からの支給額

期末要支給額基準を採用した場合に、事業団が平成 14 年度末において計上すべきであった退職給与引当金は 69 百万円である。

イ 退職手当の会計処理について

退職手当の財源のうち、各共済掛金は各施設会計で支出されており、妥当な処理である。但し、退職手当が共済による支給を超える部分については、社会福祉事業団職員退職手当調整支給補助金の対象となるため、支給時に本部で支出されており、各施設のコストには反映されていない。退職手当は、職員が提供した労務の対価を構成するものであり、本来は各施設の収入で手当されるべきものである。期末要支給額基準により計算された退職給与引当金の繰入額は各職員の当該年度の所属に基づき、各施設会計へ配分されるべきである。

ウ 財源について

事業団の職員退職手当支給規程により計算される退職手当が共済制度支給額を超過する主たる要因は、長期勤続等（20 年以上の勤続、定年退職者、勸奨退職者等）に対する割増支給分であり、規程を変更しない限り、今後も継続的に発生すると考えられる。社会福祉事業団職員退職手当調整支給補助金は、このような退職金の不足分を補助金で助成する積極的理由はないが、現実的に事業団には自主財源がないための緊急的な措置であると考えられる。退職金をコスト化し、事業収入で賄うことが自然であり、補助金のあり方についても再考すべきである。

(3) 退職年金

事業団では退職手当のほかに全国社会福祉事業団協議会の年金制度も採用している。全国社会福祉事業団協議会は年金積立金を外部へ信託しているが、信託元本 34,426 百万円に対して信託資産時価 26,590 百万円と 22.7% の含み損となっている。また、協議会の年金積立金特別会計は年金数理計算を 3 年に 1 度実施しているが、再計算の結果によっては、給付の引き下げあるいは掛け金率の変更等の対応策が必要になることも考えられる。信託財産の運用状況を見ただけでも、事業団の年金に積立不足が生じているのは明白であり、将来的には事業団のコストとなることも十分に考えられる。年金の積立状況の把握と将来の対策の立案が必要である。

7 社会福祉事業団の経営管理体制について

群馬県社会福祉事業団は独立した法人としての経営管理体制を構築すべきである。

事業団は理事会、本部事務局のもとに群馬県より管理運営を委託されている 9 施設が組織化されており、施設それぞれに事務を含む管理運営に必要な人員が配置されている。

事業団は、県立の福祉施設の管理運営を担う組織として発足し、措置費を財源とする県からの委託料が主要財源であった。ところが、近年において、事業団の主要な管理運営施設である老人福祉施設は介護保険制度、身体障害者施設は支援費制度による給付を財源とする運営へと大きな転換点を迎えた。現在では、それぞれの制度における独立採算での施設運営が要求される状況となっており、実際に民間では同様の施設運営事業を制度の枠内の採算で実施している。

事業団においても、複数の介護保険施設および支援費対象施設を運営する独立した社会福祉法人としての運営を行うことが要求されており、独立した社会福祉法人としての法人運営および経営管理を行うためには、意思決定機関、業務執行機関及び業務監督機関等を整備する必要があるが、現状の組織、人員配置はこれらの必要性に十分には対応しておらず、現状のままでは適切な経営を行うことは難しい面がある。

(1) 理事会の強化

事業団理事会の構成は、県職員の退職者である理事長及び常務理事が常勤理事であり、副理事長を含む9名の理事のうち5名は県の現職職員であり、残りの4名は有識者理事である。事業団定款によると、法人の業務の決定は理事会によって行われる事とされており、平成14年度は予算承認、決算承認、補正予算承認をそれぞれの中心的議案とする理事会が延べ3回実施されているが、うち、補正予算承認の理事会は書面による持ち回り決議にて行われた。有識者理事（外部理事としての機能を担うことが期待されている）に対して事業団定款の定めにより勤務実態に即して支給されることとなっている役員報酬が、年2回の理事会出席に対するもののみであることから、理事会出席以外の事業団経営への非常勤理事の関与はないものと推定される。

現状の理事会では、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能を十分に果たしているとは言えず、理事会の開催頻度を高め（少なくとも株式会社等の取締役会に準ずる頻度で）、実質的な事業団の最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能を果たせる体制とする必要がある。福祉という観点からだけでなく、経営という観点からも意思決定及び業務執行監督ができる理事会を組織すべきである。

(2) 本部機能の強化

事業団職員はプロパー職員、県OB、県派遣職員及び嘱託に区分される。本部事務局及び全受託施設の館長または園長及び部長級はすべて県OB・県派遣職員で占められている。（平成15年度9月から一部の施設館長に民間人が就任している。）また、本部事務局は事業団理事長及び常勤理事を含む全人員が社会福祉総合センターと兼務となっており、本部事務局に所属する理事及び職員の人件費は、県からの受託事業である社会福祉総合センター管理運営業務委託費から支出されている。

本部事務局職員がすべて兼務であることもあり、事業団の経営管理は、予算策定・執行管理・事務管理・決算を含めそれぞれの運営管理受託施設単位で独立して行われている。

社会福祉法人としての経営管理体制は人事管理の一部が行われているのみであり、本部機能は完全なものとは言い難いものとなっている。

施設としての社会福祉総合センター管理運営と社会福祉事業団本部運営とは明らかに性格が異なるものであり、それぞれのコストは混同してはならないものである。よって、業務を明確に区分したうえで、業務に従った組織を再構築すべきである。また、人件費も業務に従って事業団本部事務局及び社会福祉総合センター管理運営業務で別個に支出されるべきである。効率性を勘案しての兼務は当然に認められるべきであるが、この場合でも原則として執務時間割合等をもってそれぞれの会計に人件費を按分し、それぞれのコストを明確に区分すべきである。

事業団本部事務局の役割を明確にすることにより、現在それぞれの組織でバラバラに行われている給与・入札・購買・支払・保険それぞれの事務等を組み合わせ、事務集中による効率化を検討すべきである。

(3) 人事運用の自立化

事業団の正規職員及び嘱託職員の採用選考や処遇決定には県が協力しており、職員の昇給・昇格等の人事発令は県に事前報告されているため、事実上、県の人事政策が事業団人事に大きな影響を及ぼしている。また、事業団の主要施設責任者及び管理職には県職員が配置されており、事業団の意向との調整は実施されているが、県派遣職員の人事は県が決定しているといえる。

このような状況の中で、事業団は中長期的にわたる主体的人事戦略を持ち得ていない。人事運用面での県への依存は、社会福祉事業団の本部組織が脆弱であるため、県の協力が不可欠であることが主要因であると考えられるが、他方、事業団の自立を阻害している側面は無視できない。長期間にわたり継続的に同じ事業を実施していく事業団にとっては、主体的な人事戦略を持ち得ないこと、特に施設責任者が短い在任期間で交代となるため事業団に施設経営ノウハウが蓄積しないことは、自立的な経営の実施に支障を来す恐れがある。

事業団本部事務局は人事管理だけではなく、事業団の効率的な経営に資する人事戦略をもち、主体的に人事に関する施策を実施することが望まれる。県はあくまでも自立した経営を行う法人としての事業団からの要請に従った協力を行うことが望ましい。

(4) 指定管理者制度の受入れ体制の確立

「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年9月2日施行)の施行の際、現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるとされている。事業団は、旧法第244条の2第3項の規定に基づく管理委託を受けており、この期間内に指定管理者制度の受け入

れ体制を整える必要がある。

指定管理者制度は、事業団が受託している全ての施設が対象施設として特定されたことにより、事業団にとっては大きな転機になると思われる。これまでは、条例では「…契約することが出来る」という規定ではあるものの、実務的には契約が毎年継続することが了解事項であったと考えられるが、この制度の導入後は、指定期間は複数年になるようであり、原則公募によることとなるため、必ずしも現在の契約が継続するわけではない。施設の有効活用と同時に、経済的・効率的な管理運営が要求されるとともに、民間事業者と対等な業務サービスも要求されることになる。

施設の直営や民間移管もあり得るとしているが、民間移管に関しては、特別養護老人ホームは介護保険の範囲内で管理運営されることが前提であり、その意味では移管の可能性はあるが、その受入れ態勢が十分かどうかを問われることになり、また、高風園も菱風園も施設が老朽化していることや現代の介護福祉理念にそぐわない部分もあるため、県がこれらにどんな対策を打つかが課題になる。

事業団は、これまで施設ごとの管理運営に重点が置かれてきたが、今後は事業団全体を踏まえた経営管理が重要になってくる。すでに経営の見直しが始められているが、さらに人件費及び経費の節減を図るとともに、指定管理者は行政処分に該当する使用許可も可能になることから公平性・公正性が要求されるが、中長期的な視野のもとに事業団の組織全体の経営管理を実践していける人材を登用していくことが重要になると考えられる。

8 身体障害者リハビリテーションセンターの今後のあり方について

リハセンターの今後のあり方については、再検討のうえ、方針を決定する必要がある。

(1) 存在意義について

リハセンター各施設の存在理由として次のごとくいわれている。

ア 授産施設

ここ数年、経済不況の影響により健常者の失業率が高い状況であり、身体障害者の就職は困難をきわめ、さらに重度の身体障害者の雇用は皆無に近い状況にある。このような状況下で、授産施設は、当初は通過施設として制度化されたものであるが、当施設に限らず全国的に福祉工場の就労の場になっているのが現状である。

当施設は6割強の入所者がクリーニング科に属し、毎日就労訓練に励んでおり、民間施設では設備できない大型洗濯機等によるというウエイトは高いが、この設備を最大限活かして、安定した顧客を確保し、経営の堅実性を図り、就労意欲のある重度の身体障害者のニーズに応えている。

イ 療護施設

社会福祉基礎構造改革により、障害者福祉も地域福祉へとシフトしている中、療護施設においては、待機者が常時存在し各施設とも満床の状況にあるが、現状では新規施設開設による増床が図れない状況から、待機者の解消策として当施設のような大規模施設は必要不可欠である。

療護施設は、群馬県内に当施設を含め9施設が存在するが、国（厚生労働省）の職員配置基準にある理学療法士について、民間施設では常勤を確保できず、非常勤で週1日数時間の訓練という状況にある。

しかし、当施設では療護施設に理学療法士1名の常勤配置がなされ、機能回復ではないが、機能低下を防ぐところの機能維持訓練が毎日行われており、入所者からの強い要望に応えている。

ウ 更生施設

身体障害者は、脳性小児麻痺等の幼少期の発病要因によるものから、脳血管障害や交通事故等後天的要因によるものが増加傾向にある。

更生施設は、後天的要因による身体障害者であって、病院における急性期のリハビリを終了したにもかかわらず、家庭復帰するには日常生活動作及び関連動作の不十分な方に対して機能回復訓練を行う施設である。

従って、利用対象者は入所訓練期間が比較的短く、また、常に待機者があるという状況になく経営的には不安定な施設のため、採算面から民間（社会福祉法人）での経営は殆んどなく、他県においても公立施設の運営に委ねられている。

このような状況から、群馬県は更生施設を県立施設として設置運営している。

リハセンターでは、入所希望者は、これまで施設に空きがある限り誰でも受け入れている。支援費による場合、事業団では施設の運営につき、次のごとく見ている。

授産事業については、独立採算は可能であり、規模の差はあるものの民間施設においても行われているが、希望者の誰もが入所出来るのは県立のみといえる。

療護施設については、独立採算の可能性はあるといえる。

更生事業に関しては、単独事業としては独立採算が難しいことが予測され、授産・療護事業と全体で運営することが必要であり、場合によっては公的施設あるいは公的支援が必要であると考えられる。

(2) 問題点

リハセンターにおいても、高風園・菱風園で検討したと同様に、施設の老朽化と人事制度が検討すべき事項として挙げられる。

まず、施設の老朽化対策が急務となる。リハセンターの主要施設は昭和50年から53年にかけて建設されており、その後大型施設から地域密着型の施設運営へと施設のあり方に

関する考え方も変化してきており、施設経営を継続する限り近い将来において施設・設備への大型投資は避けられないと考えられる。また、緊急を要するものもあり、例えば授産施設のクリーニング施設は老朽化しており、施設利用者の職場の確保という事情はあるものの、最新の機械を使用することも検討すべきである。

次に、人件費が問題となる。平成 15 年度の当初予算を見ると、授産・療護・更生 3 施設合計では収入のうち支援費収入の割合は 76%で、残りのうち 22.7%は県費(受託事業収入)が当てられることになる。支出については人件費支出の割合が 76.4%を占めている。事業団の給料は、県の給与制度に準じたものであるが、授産・療護については民間では支援費の範囲内で運営していることもあり、支援費収入の範囲内で自主運営を図ることを前提にすれば、人事制度の見直しが必要となる。

更生施設については民間の事業としては運営が困難とのことであり、県費負担額の算定が重要になる。

項目	授産施設	療護施設	更生施設	合計	構成比 (%)
収入					
支援費収入	219,375	425,298	194,496	839,169	76.0
受託事業収入	110,068	91,778	49,383	251,229	22.7
その他収入	13,005	921	156	14,082	1.3
経常収入計	342,448	517,997	244,035	1,104,480	100.0
支出					
人件費支出	214,573	422,205	192,816	829,594	76.4
事務費支出	44,398	22,527	11,390	78,315	7.2
事業費支出	66,833	68,403	38,655	173,891	16.0
繰入金支出	1,020	2,361	773	4,154	0.4
支出計	326,824	515,496	243,634	1,085,954	100.0
経常収支差額	15,624	2,501	401	18,526	

(3) 対策

リハセンターの今後のあり方としては、次の方法が検討されている。

- ・ 県営事業として現状のまま継続
- ・ 事業団を含む民間法人に移管： 資本・人事の県からの分離独立

現在、身体障害者に関する施設とその利用対象者の数はほぼ均衡していることから、入所者がいるこの施設を直ちに廃止することはまず考えられない。現状の経営を継続するか、民間へ移管することになるが、体育館がすでに危険で利用できないなど、この施設はすでにかなり老朽化が進んでいる。事業を継続していくには、いずれ近い将来に大増改築が必要になると予測されることから、資金調達できるかどうか、まず問題になるところである。施設の必要性は認められるものの、資金の調達が出来なければ、使用可能期間経過後は廃止の方向で検討せざるを得ないと考えられる。

平成 14 年度までは受託事業収入で運営されてきたので、資金不足になれば継足費で補うことが出来たが、平成 15 年度から支援費に変更になったことから、基本的には支援費の範囲内で管理運営をしていくことが要求されていると考えられる。このため、人件費につい

ては、すでに事業団本部で検討したように、自主的な給与制度を検討し採り入れる必要がある。

9 義肢製作所のあり方について

群馬県立義肢製作所は県が設置する必要性を検討したうえで、そのあり方を再検討すべきである。

県立義肢製作所は、身体障害者の福祉の向上という目的で設置されており、身体障害者福祉法においても、無料又は低額な料金で、補装具の製作あるいは修理を行う施設として規定されており、当施設は主に民間の手の及ばない分野を中心に取り扱っている。この他、相談事業としては、市町村の巡回相談やリハセンターでの相談指導を行っており、さらに来所困難な利用者には家庭での補装具に関する相談指導も行っている。これらは、公的機関だからできる障害者へのきめ細かいサービスであるとしている。

このため、県立の義肢製作所の受注傾向としては、民間が敬遠する採算の悪い仕事を中心となっており、損失を計上することはやむを得ない状況と思われる。民間において採算が取れないものを積極的に製作していることは、県の施設として評価されるべきことであるが、この傾向が続くとすれば、義肢製作所の厳しい決算状況は更に継続するものと思われる。

県立義肢製作所は、市町村担当者への研修指導、身体障害者への巡回指導等県立施設として独自の事業を実施しているが、研究面・指導面において、さらに県立にふさわしい役割を検討していくと同時に、近県でも新潟県・栃木県で廃止、埼玉県で実質的に廃止状態にあり、民間の義肢製作所に代替されている例もあることから、県立の製作所を維持することよりも効果的な代替策があるかどうかも含め、県立義肢製作所のあり方について再検討すべきではないかと考える。

<群馬県立義肢製作所の実質的損益状態> (単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
義肢販売収入	30,488	34,700	32,965
人件費	26,315	26,686	25,625
事務費	18,393	19,691	19,075
減価償却費	679	420	186
経理区分繰入	941	190	165
営業利益	-15,841	-12,288	-12,087
経常利益	-15,840	-12,287	-12,087
受贈益	0	0	924
固定資産除売却損	0	0	455
税引前当期損失	-15,840	-12,287	-11,618